

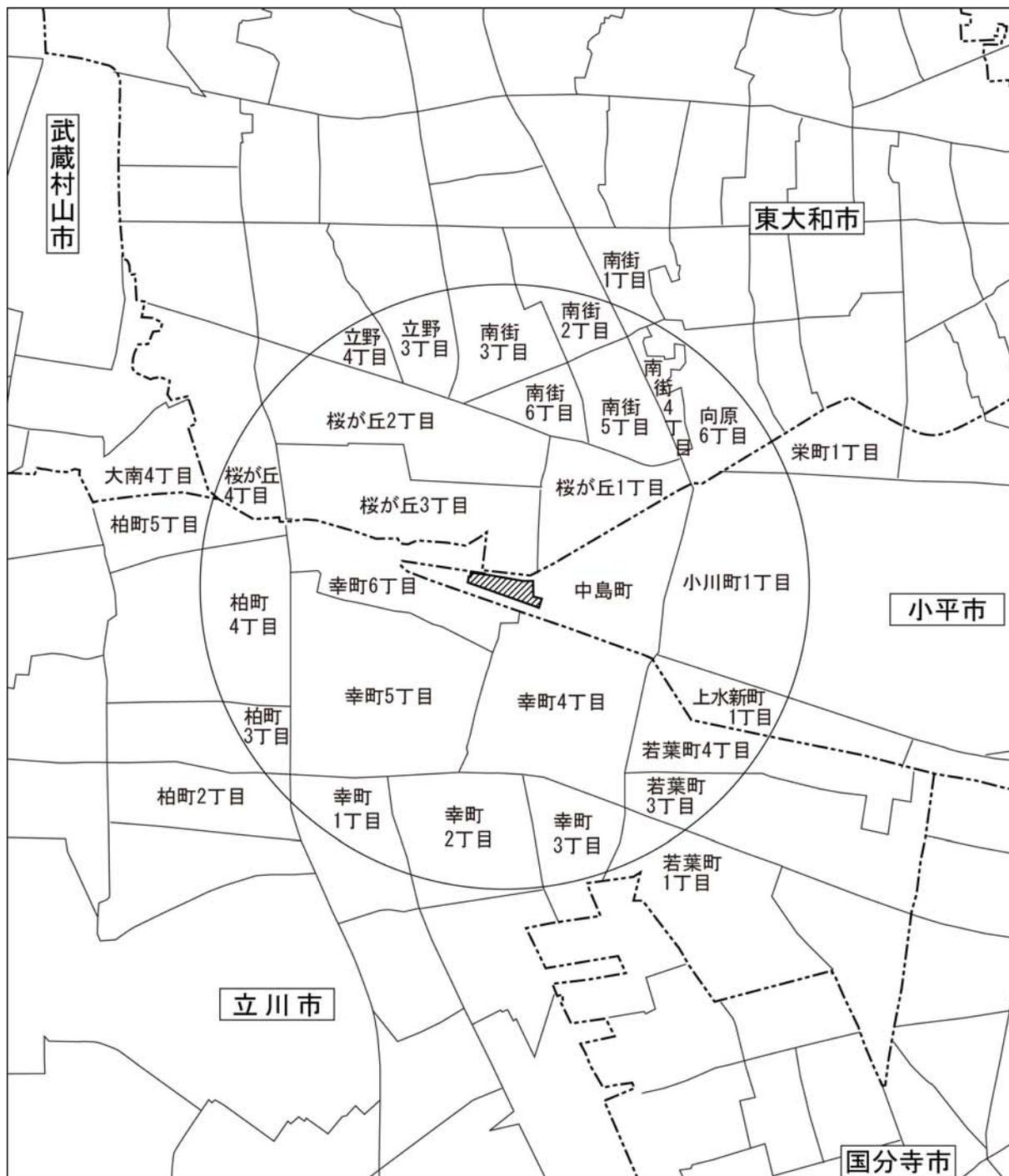
9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがある地域を管轄する市の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすおそれがある地域は、煙突排出ガスによる寄与濃度が最大となる地点（計画地から約 600m）及び周辺の人家等を含む範囲とし、寄与濃度が最大となる地点の概ね 2 倍の距離を見込んで、図 9-1 に示す範囲（半径 1.2 km）とした。

当該地域を管轄する市の名称及び地域の町丁名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する市の名称及び町丁名

市の名称	町丁名
小平市	栄町1丁目の一部、小川町1丁目の一部、上水新町1丁目の一部、中島町
東大和市	向原6丁目の一部、桜が丘1丁目、桜が丘2丁目の一部、桜が丘3丁目、桜が丘4丁目 の一部、南街1丁目の一部、南街2丁目の一部、南街3丁目の一部、南街4丁目、南街5 丁目、南街6丁目、立野3丁目の一部、立野4丁目の一部
武蔵村山市	大南4丁目の一部
立川市	幸町1丁目の一部、幸町2丁目の一部、幸町3丁目の一部、幸町4丁目、幸町5丁目、幸 町6丁目、若葉町1丁目の一部、若葉町3丁目の一部、若葉町4丁目の一部、柏町2丁 目の一部、柏町3丁目の一部、柏町4丁目の一部、柏町5丁目の一部



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 影響範囲(半径 1.2km)



1:25,000

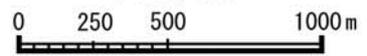


図 9-1

環境に影響を及ぼすおそれがある地域

10 調査計画書の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見並びに条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域市長（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長、国分寺市長）の意見を勘案した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表5-1(p.15～16参照)に示すとおりである。

なお、条例第45条において準用する条例第18条第1項の都民の意見書の提出はなかった。

10.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案においてにおいて対応すること。

10.3 調査計画書に対する都民、周知地域市長の意見の概要

調査計画書について、都民から及び周知地域市長からの意見書が0件、周知地域市長（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長、国分寺市長）からの意見書が5件（「意見なし」の回答を含む）提出された。周知地域市長からの意見の概要は以下のとおりである。

【小平市長】

1 騒音・振動、大気汚染について

計画地周辺は住宅地が隣接しているため、工事実施中における騒音・振動、大気汚染（粉じん飛散等）について、また、供用開始後の環境に関し対応が必要となった場合は、迅速かつ適切な措置を講じられたい。

2 水質汚濁について

大雨時において、工事施行中に計画地内で浸透されず、あふれ出た雨水等により土砂等が隣接する玉川上水へ流入することが無いよう、適切な措置を講じられたい。

【東大和市長】

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。

【武蔵村山市長】

特段意見はございません。

【立川市長】

環境影響評価調査計画書に対する意見はございません。

【国分寺市長】

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。

11 その他

11.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許認可等	根拠法令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知(建築主事を置く市町村が加入する一部事務組合)	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条

11.2 評価書案を作成した者及び業務委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

評価書案の作成者	名 称：小平・村山・大和衛生組合 代表者：管理者 小林 正則 所在地：東京都小平市中島町2番1号
業務受託者	名 称：国際航業株式会社 代表者：代表取締役社長 土方 聡 所在地：東京都千代田区六番町2番地

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/25,000「25,000 地形図 立川（平成 25 年発行）」（国土地理院）

1/75,000、1/50,000、1/10,000、1/5,000「電子地形図（タイル）」（国土地理院）

空中写真：「空中写真」（国土地理院）